

若桜町内の建築物等における木材の利用促進に関する方針

令和 8 年 5 月 一部改正

1 趣旨（目的・意義）

日本の国土の約 7 割が森林ですが、本町は、総面積の約 95%（総土地面積 19,918 m²、総林野面積 18,929 m²「鳥取県林業統計（令和 7 年度刊鳥取県）」より）を山林が占める中山間地域です。

森林資源を活用した林業の歴史は古く、享保年代（1688 年～1735 年）頃から、伐採や植林により森林を経営・管理し、基幹産業として本町の発展に寄与してきました。

その後、昭和 31～50 年頃に植林が盛んに行われ、森林資源の循環利用が可能となるよう森林整備が進み、今日まで、約 8,000 ヘクタールが植林され、蓄積 2,900 万 m³に達し、毎年約 47,000 m³の蓄積が増加しました（いずれも民有林のみ）。

また、本町の町境には、約 5,100 ヘクタールの国有林もあります。

昭和 55 年の木材生産実績 40,634 m³に鑑み、生産量の増加・労働環境の整備・林業を持続可能な産業とするため、平成 8 年に若桜町の製材会社 5 社と若桜町森林組合が出資し『若桜木材協同組合』を設立し、年間 36,000 m³の原木を消費することが可能となりました。

しかし、平成 13 年に若桜町森林組合の解散による影響を受け素材生産量が減少し、平成 17 年は、僅か 1,500 m³まで低下し、原木の殆どを他県から仕入れるという厳しい状態に陥りました。

このような状態を打開するため、本町の素材生産事業者・土木建設業者・木材加工業者等が、本町の山から直接製材工場に持ち込む『若桜素材生産共同体』を平成 20 年に立ち上げ若桜町産材の製品化を推進し、年間約 25,000 m³まで木材の生産が回復し、さらに、年間 36,000 m³を目指し、連携して取り組んでいます。

木材は、太陽と二酸化炭素と水で生産される環境に優しい優れた材料であり、利用と植林を繰り返せば、いつまでも利用が可能です。

『脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律』に基づき鳥取県が公表した『鳥取県産材利用推進指針（鳥取県木材利用促進基本方針）』に即し必要事項を定め、町民や林業・木材関係者、行政機関が連携して若桜町産材の利用を推進します。

2 用語の定義

この指針に使用する用語の定義は、次の各号のとおりとします。

(1) 木造化

建築物の構造耐力上主要な部分（壁、柱、小屋組み、床版、屋根版、梁やけた等）の全て、または、一部に木材を用いること

(2) 木質化

建築物の内外装材、家具等に木材を用いること

(3) 若桜町産材

本町で育ち伐採された原木を製材加工したもので、産地証明した木材のこと

(4) 鳥取県産材

鳥取県で育ち伐採された原木を製材加工したもの

3 若桜町産材の建築物等の利用に向けた目標

(1) 若桜町が整備する公共建築物は、原則として若桜町産材を使用した木造化とするとともに、CLTやLVL等の木質部材の使用に努めます。

(2) 若桜町が発注する公共土木工事は、原則として若桜町産材を使用した木材利用を進めます。

(3) 若桜町内で生産されるペレット、薪、その他木質バイオマス製品等は、原則として若桜町内の林地残材や製材工場残材を使用します。

4 若桜町産材の建築物等の利用に向けた具体的施策

(1) 木造化の推進

若桜町が整備する公共建築物のうち、建築基準法、消防法およびその他法令に基づく基準において耐火建築物とすること、または、主要構造部を耐火構造とすることが求められていない高さ13m以下かつ軒下9m以下で、延べ床面積3,000m²以下の低層の公共建築物において、積極的に若桜町産材の利用を推進するものとします。この場合、木造と非木造の混構造とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性、強度、設計の自由度の観点から有利な場合もあるので、検討しながら推進します。

(2) 木質化の推進

使用する木材は、原則として若桜町産材とします。

木造化が困難な場合でも、可能な限り内装等の木質化を推進します。

床、壁、カウンター、本棚、椅子、机、調度品等可能な限り木材製品とします。

(3) 公共土木工事

若桜町が発注する公共土木工事において、法的規制、コスト面、安全性、維持管理

等に問題が生じることがなければ、積極的に若桜町産材や鳥取県産材を活かした施工を行います。

- ・施設の機能と木材の特性に配慮した、木材工法の率先活用の推進
- ・木質ガードレール、転落防止柵、工事用看板等へ活用

（４）木質バイオマスの推進

若桜町内で発生した林地残材や製材工場残材を、木質バイオマス製品等として利用します。

- ・木質バイオマスによる脱炭素社会構築への貢献を推進します
- ・木質バイオマス燃焼機器の購入に対して支援を行います

（５）戸建て住宅の若桜町産材利用推進

若桜町内の戸建て住宅の木造化を推進するため、若桜町産材を使った新築、または、改修に対して支援を行います。

５ 若桜町産材利用の推進体制

『若桜素材生産共同体』と相互連携し、若桜町産材の利用に関する情報共有と問題点や課題を分析し、需要に応じた安定供給、官民の連携強化、脱炭素社会構築への貢献など、若桜町産材の利用を推進します。